

古天皇の三十二年（六二四年）の統計によりますと、寺が四十六カ寺、僧侶が八百十六人、尼が五百六十九人という少なからぬ数が示され、佛教の隆盛になつて行つたことが知られます。

佛教はこのように盛んになりましたが、日本の固有の信仰―天神地祇への崇敬は、少しも禁じられたり廢せられたりはしておりません。後に天智天皇となられた中大兄皇子を中心にして實現せられた大化新政の開かれた時に、孝徳天皇は群臣を召し集め、天神地祇を祀つて、蘇我氏を滅ぼした顛末を報告しておられ、大化元年七月に蘇我石川麿が『先ず天神地祇を祭り鎮め、その後政治を議すべきである』と奏上しているのに鑑みても、佛教が盛んに行われても、わが神々を祀る固有の信仰は、やはり國民の間に依然として維持されていたことが明かに認められると思います。

聖徳太子が佛教を尊信されて、その普及を計られたことは、改めて申すまでもありません。この聖徳太子は、隋に國使を出された三年前の推古天皇十二年（六〇四年）に有名な憲法十七條を定められたのであります。この憲法十七條は、佛教の信仰を勧められると共に、儒教思想による道德の實踐を丁寧説示せられたもので、當時の世人殊に群臣百僚に對する道德律―道德の標準―を示されたものであります。この十七條の大要は、第一條には、御承知のように『和を以つて貴しとせよ』云々と和諧の道を教え、第二條には『篤く三寶を敬せよ、三寶に歸せざれば、何を以てか枉れるを直さんや』と佛教の信仰を勧め、第三條には、臣道即ち臣下としてつとむべき道を示され、戰時中に特に強調せられた『承詔必謹』の語も此所に見えております。第四條は『群卿百寮、禮を以て本とせよ』とのべて、禮の尊ぶべきを教え、第五條は公平に訴訟を辨じ、收賄を戒め、その基を儉素棄欲に置くべきを諭